

第4章 施策の内容【施策⑥～⑩】

※赤字：現行計画から変更した箇所

施策	取組方針
① 全ての区民を対象にした 一体的な支援	○コミュニティソーシャルワーク機能強化による 一体的な支援 ○地域生活を支える 継続的な支援
② どんな悩みごとでも受け 止める相談支援体制の構築	○専門相談支援機関の強化 ○より身近な地域の相談先の充実 ○包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断・連携の強化
③ 本人が望む社会とのつなが りや参加を支えるために	○多様な社会参加の促進 ○文化の力を活かした 社会参加支援 ○多様な働き方に向けた支援 ○多様な住まい方に向けた支援 ○ すべての子ども・若者に向けた参加支援 ○多文化共生の促進
④ 誰もが交流できる多様な場 や居場所の整備	○地域における新たな支え合い活動の促進と担い手の養成 ○福祉コミュニティの拠点づくりと多彩な居場所づくり ○地域住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり ○文化の力を活かした地域づくり ○福祉教育の推進
⑤ 問題の早期発見・早期対応 の強化	○アウトリーチ活動の推進による問題の早期発見・早期対応 ○地域における見守りの推進
⑥ 権利擁護の推進	○人権意識の普及・啓発 ○ 虐待防止および人権の尊重 ○ 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】
⑦ 健康な生活の維持・増進	○予防の取り組みの強化 ○ こころと体の健康づくりの推進 ○ 感染症対策の強化
⑧ 保健福祉人材の確保・育成 とサービスの質の確保・向上	○保健福祉専門職等の 確保・定着・育成 ○保健福祉サービスの質の確保および向上
⑨ 災害時の福祉・医療・保健衛 生体制の整備	○災害時要援護者等への支援体制の整備 ○防災対策を通じた地域づくり ○災害時の医療・保健衛生体制の構築
⑩ 福祉のまちづくりの推進	○まちのバリアフリー化の推進 ○情報アクセシビリティの強化

施策⑥ 権利擁護の推進

<施策の目標>

すべての区民の人間性が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるように、権利擁護支援体制の整備を推進します。また、権利擁護支援を必要とする人が、孤独・孤立の状態に陥ることのないように、区の関係各課・関係機関との連携を強化し、地域社会への参加を促進します。

取り組み方針① 人権意識の普及・啓発

- 子どもや高齢者等への虐待・いじめ、配偶者等による暴力、障害者や外国人等への差別や偏見、多様な性自認・性的指向の人々への偏見、犯罪被害者や刑余者（刑務所出所者等）への偏見や嫌がらせ、特定の人種や民族への憎しみをあおるような差別的言動などの人権問題について、正しい理解と認識を深め、人権が尊重される心豊かな社会をつくるため、積極的に意識啓発していきます。
- 権利擁護の制度や差別解消、虐待防止などについて、広報としまや区ホームページのほか、相談窓口での案内や講演会・パネル展示等の実施など、さまざまな手段や機会を通じて情報発信、情報提供を行います。
- 子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めた「子どもの権利に関する条例」が、広く子どもや子どもに関わる大人に浸透するよう、様々な手法での意識啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

- 人権問題の意識啓発
- 権利擁護、差別解消、暴力・虐待防止等に関する積極的な情報発信・情報提供
- 子どもの権利に関する研修・講座の実施

取り組み方針② 虐待防止および人権の尊重

- 地域の多様な主体による見守り活動を促進することにより、地域の目を増やし、高齢者、障害者、子ども等への虐待や権利侵害の未然防止を図り、早期発見・早期対応に努めます。
- 暴力・虐待、権利侵害等の発見から速やかに支援につなげていくため、相談・通報窓口の周知を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者差別解消法の改正に伴い、合理的配慮の提供が令和6年4月1日より事業者にも義務化されたことを踏まえ、障害者権利擁護協議会を中心に障害者差別解消や障害者の虐待防止に向けた取り組みを推進していきます。
- 豊島区子どもの権利に関する条例にもとづき、子どもの権利の観点から施策の充実を図るほか、令和5年2月から開設された児童相談所と子ども家庭支援センターとの緊密な連携により、子どもの権利擁護および虐待対策を総合的に推進していきます。
- さまざまな理由で親元から離れて暮らす子どもが、心身ともに健やかに養育されるよう、社会的養育に関する普及啓発や里親・子どもショートステイ協力家庭の育成等、必要な支援を行うとともに、全小学校区への登録里親家庭の配置を目指します。
- コミュニティソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカー、ヤングケアラー支援コーディネーターなど多種多様な専門員からの働きかけにより、関係機関相互の連携をさらに強化し、継続的で切れ目のない組織的な対応を図っていきます。

【主な取り組み】

- 虐待防止・権利擁護に関する相談支援体制の充実
- 社会的養育の推進

取り組み方針③

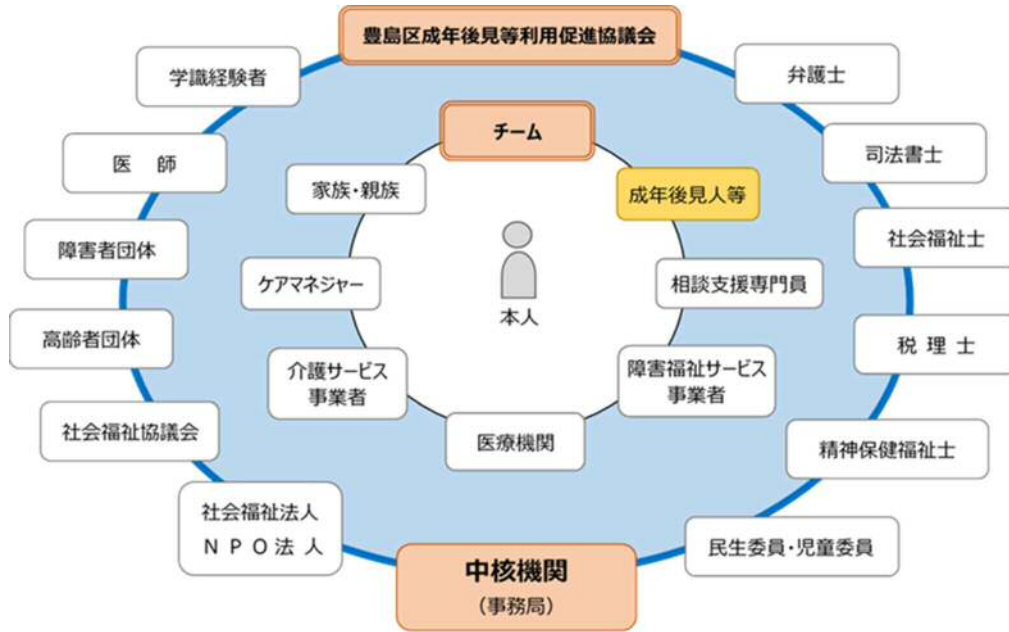
成年後見制度等の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】

- 国の定める成年後見制度利用促進基本計画の方向性を踏まえ、高齢・障害といった専門部署および地域連携の拠点となる中核機関の委託先である豊島区民社会福祉協議会と連携し、適切な意思決定支援が行える体制を整えます。
- 権利擁護の支援が必要な方を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるため、従来の保健・医療・福祉の連携に加え、司法も含めた地域連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を整備します。
- 区民後見人の育成・支援をさらに推進するとともに、親族後見人等が安心して後見業務に取り組んでいけるよう支援します。また、長期にわたって安心して制度を利用できるよう、法人後見の促進を図ります。
- 中核機関において、法定後見制度や任意後見制度の利用相談に応じ、制度の概要や申立方法について説明を行うとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体の協力を得て、相談体制の強化を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業の対象者の中で、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましい方については、スムーズに成年後見制度へ移行されるよう取り組みます。
- 本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等が選任されるよう、成年後見人等候補者の調整や支援方針の検討を行ったうえで、家庭裁判所との連携を図ります。
- 早期の段階からの制度利用を促進するため、区民や関係者など、幅広く普及・啓発を図ります。
- 制度の利用ができずに適切な支援が受けられないことがないように、身寄りがない等で申立てが困難な場合に親族に代わって区長申立てを行うとともに、成年後見人等への報酬助成や申立費用助成を行うことにより、制度の利用が図られるよう支援します。

【主な取り組み】

- 意思決定支援に係る研修の実施
- 成年後見人等の担い手の育成・支援
- 成年後見制度の普及・啓発および相談支援体制の充実
- 区長申立て、報酬助成、申立て費用助成の実施

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】



* チーム…成年後見人等と、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、対応する仕組み。

* 豊島区成年後見等利用促進協議会…法律・福祉の専門職団体や関係機関による、チームを支援する体制。中核機関の「サポートとしま」が事務局を担う。

【コラム】 成年後見制度と「サポートとしま」

成年後見制度とは、認知症や知的障害その他の精神上的障害によって、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する制度のことです。

豊島区では、平成 15 年 4 月に福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が設置され、高齢者や障害のある方等の福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援を行ってきました。

これらの実績を踏まえ、令和 4 年度に中核機関の運営が「サポートとしま」に委託され、令和 5 年度に設置された「豊島区権利擁護支援方針検討会議」及び「豊島区成年後見等利用促進協議会」の事務局を担うなど、さらなる権利擁護支援の取組を行っています。

成年後見制度において重要とされる事は「本人の思い・意向」です。判断能力が低下してからは、「本人の思い・意向」に基づいた支援を行っていくことが難しくなります。そのため、本人の判断能力があるうちに、「その時」に備えて伝えておきたいことをまとめるエンディングノートの作成等、終活をすることが必要です。

今後は、「豊島区終活あんしんセンター」による終活支援とも連携するなど、支援が必要な方の発見から支援までをコーディネートし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

施策⑦ 健康な生活の維持・増進

<施策の目標>

未然防止、早期発見・早期対応、重度化防止、再発防止等の各段階における日頃からの予防の取り組みを強化していきます。

取り組み方針① 予防の取り組みの強化

- 未然防止、早期発見・早期対応、重度化防止、再発防止等の各段階における日頃からの予防の取り組みを強化していきます。
- 生活習慣病をはじめとする疾病や、高齢期のフレイル（虚弱）、嚥下障害をはじめとするオーラルフレイル、要介護状態、認知症疾患等を予防するため、若年期からの健康づくり、介護予防等を推進します。
- 高田介護予防センター、東池袋フレイル対策センターにおいて、専門職による相談や各種講座の実施等、フレイル対策の取り組みを進めるほか、住民主体の通いの場としての機能の充実も図ります。
- 健康診断、がん検診等の受診率向上を図るほか、受動喫煙防止対策、禁煙支援などにも取り組みます
- 予防活動には、本人へのアプローチだけでなく地域との連携が不可欠です。主体的に予防活動に取り組むリーダーやサロン等でボランティア活動を行う人材の養成を進め、養成後も、希望に沿った活動が継続的に行えるよう、両者をつなぎ、支援する体制を整備します。
- 認知症等の区民の関心の高いテーマを題材に、予防や早期発見・早期対応の大切さや重要性についての理解促進を図るなど、福祉教育や健康教育を推進していきます。
- 「けがや事故等は偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防できる」というセーフコミュニティの取り組みを推進し、区民の安全・安心と健康の質の向上を図っていきます。

【主な取り組み】

- 若年期からの健康づくりの推進
- 住民主体の通いの場づくり
- 予防活動の担い手の養成と定着支援

取り組み方針② **こころと体の健康づくりの推進**

【次期健康プランの記載内容と調整し、具体的な内容を追記予定】

- 講座・講演会の実施や区ホームページ等を活用し、こころの健康や病気に関する正しい理解や偏見の解消のための普及活動を行い、地域の中でこころの健康に対する理解者・支援者を増やします。
- 相談窓口の周知、ゲートキーパーの養成、若年層の自殺予防対策などを関係機関や地域と連携・協働して行い、生きることの包括的支援を推進していきます。
- 臨床心理などの専門知識を持った、生きづらさ支援員を配置し、さまざまな生きづらさを抱える方に対し、それぞれの状況・特性に応じたオーダーメイドのプランで支援を行います。
- 地域にある様々な相談先や自分にあった居場所が見つけれられるよう、居場所マップを作成し、居場所の充実を図ります。
- 女性の生涯を通じた健康課題について、多職種による総合的な相談を実施し、女性のライフプラン形成を支援します。
- 各年代に応じた食育、運動習慣の定着、歯と口腔の健康推進など、健康づくりの取り組みを行っていきます。

【主な取り組み】

- メンタルヘルスの普及啓発
- 自殺対策
- 居場所の充実
- 健康づくりの推進

取り組み方針③ **感染症対策の強化**

【次期健康プランの記載内容と調整し、具体的な内容を追記予定】

- 感染症の流行、重症化を防止するため、定期予防接種の接種率向上を図るとともに、任意予防接種の費用助成を推進し、感染症予防対策の強化を図ります。
- 広報・ホームページや講習会の開催などにより、感染症に対する正しい知識や予防対策の普及啓発を行います。
- 感染症発生時に被害を最小限に抑えられるよう、感染拡大防止策の強化を図ります。

【主な取り組み】

- 予防接種の推進
- 感染症予防対策の普及啓発

施策⑧ 保健福祉人材の確保・育成とサービスの質の確保および向上

<施策の目標>

保健福祉サービスの質の確保および向上に向け、区職員や民間事業者の保健福祉専門職等の充実・レベルアップに継続的に取り組むとともに、民間事業者に対する指導および監査の充実を図ります。

取り組み方針① 保健福祉専門職等の確保・定着・育成

- 将来の保健福祉専門職等の担い手を確保するため、中高生などの若年層をターゲットとして、仕事の魅力を発信するなど、積極的な普及・啓発を図ります。
- 区内に事務所を有する社会福祉法人で形成する豊島区社会福祉法人ネットワーク等と連携・協働し、高齢、障害といった分野ごとに合同説明会を実施するなど、区内事業者の保健福祉専門職等の人材確保を支援します。
- 外国人人材の受入れなど、事業者のニーズを把握したうえで、新たな人材確保に向けた取り組みを進めていきます
- 資格を有しながら、医療や保健、福祉の第一線から離れている潜在的な専門職等の活用を推進していきます。
- 事業者向けの研修の実施や ICT を活用した業務効率化、借り上げ住居の家賃助成など、働きやすい職場環境を実現することで、人材の定着を図ります。
- 民間の保健福祉サービス提供事業者が良質なサービスを安定的に供給できるよう、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、公認心理師といった保健福祉専門職等の人材育成や研修参加支援を強化していきます。
- 区内大学や民間企業等と連携し、保健福祉専門職等に対して、より高度で専門的な学習や技術習得の機会を提供できる仕組みを検討し、民間事業者の人材育成活動がさらに促進されるよう支援していきます。
- 保健福祉専門職等をはじめとする区職員の現場対応力を高めるため、区と社会福祉法人等との間で職員の派遣交流を実施し、相互のスキルアップを図ります。
- コミュニティソーシャルワーカー体験研修の実施など、職員が現場を体験する機会を確保し、区職員の現場対応力の向上を図ります。
- 複雑・複合的な事例に対応する区職員等の、他機関へつなぐ力、コーディネート力を強化していきます。

【主な取り組み】

- 中高生向けお仕事パンフレットの作成
- 事業者・保健福祉専門職等向けの研修の実施
- 区と社会福祉法人等との間の派遣交流の実施
- 区職員向け研修の実施

取り組み方針②

保健福祉サービスの質の確保および向上

- 民間事業者が提供する保健福祉サービスの質の確保および向上を図るため、必要な情報提供、各種講演会や研修の実施、関係機関との連携支援などを行います。
- 社会福祉法人および民間事業者の経営やサービス提供の適正化を図るため、区の関係各課の連携により、指導および監査の充実を図ります。
- サービスの質の向上に向けた事業者の自主的な取組を促進するため、民間事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審を働きかけます

【主な取り組み】

- 社会福祉法人および保健福祉サービス提供事業者に対する指導検査・監査の充実
- 事業者への福祉サービス第三者評価の受審勧奨

施策⑨ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

<施策の目標>

災害時において特に配慮が必要とされる高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等に対して、災害に対する日頃の備えから避難、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めます。

取り組み方針① 災害時要援護者への支援体制の整備

- 災害時要援護者への支援体制づくりを円滑に進めるため、防災部局及び福祉部局が中心となって、部局横断的に検討・取組を進めていきます。
- 災害時に迅速な支援が行えるよう、災害時要援護者及び避難行動要支援者を掲載した「災害時要援護者地域共有名簿」を警察署、消防署・消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員、豊島区民社会福祉協議会、高齢者総合相談センター等に平常時から共有し、共助に向けた顔の見える関係づくりを進めます。
- 避難の実効性を高めるため、高齢者や障害者などの要配慮者のうち、避難するときに特に支援が必要な人（避難行動要支援者）の一人ひとりに、個別避難計画を作成します。
- さまざまな状況にある人々に対して漏れなく的確かつ正確に情報を伝えられるよう、災害時の情報伝達のあり方について検討していきます。
- 災害時に迅速な安否確認ができるよう、救援センターを基軸とした安否確認の方法に加え、日頃から災害時要援護者と身近に接している福祉サービス事業者を活用した安否確認の仕組みを構築します。
- 社会福祉法人等との連携により、救援センター（避難所）での避難生活が困難な区民のための福祉救援センター（福祉避難所）の確保に努めるとともに、開設・運営の仕組みを整備、訓練していきます。
- 災害発生後も自宅にとどまる災害時要援護者への支援体制について検討していきます。
- 災害ボランティアの受け入れについては、関係機関と連携して、一般ボランティアのほか、保健福祉専門職等の受け入れ・活用等についても検討していきます。

【主な取り組み】

- 個別避難計画の作成
- 災害時の安否確認体制の整備
- 福祉救援センター（福祉避難所）の整備
- 災害ボランティアの受け入れ・活用等の検討

取り組み方針② 災害対策を通じた地域づくり

- 民生委員・児童委員、町会・自治会、コミュニティソーシャルワーカー等の連携により、災害時要援護者地域共有名簿を活用した平常時からの見守り支援体制を構築していきます。
- 日頃から災害時要援護者等と地域との関係性を高め、日常のあいさつや声かけを促進するとともに、災害時の避難方法や安否確認等についての共通認識を醸成します。
- 区は、災害時要援護者や地域で暮らす子ども、中高生、外国人などさまざまな人々に地域の防災訓練等への参加促進に向けた支援を行います。
- 区内大学と連携し、講演会やワークショップ等を開催し、防災意識の向上、一人ひとりを支え合える地域づくりに向けた支援を防災・福祉部局で連携して推進していきます。

【主な取り組み】

- 災害に備えた日頃からの関係づくり
- 地域の防災訓練等への参加促進

取り組み方針③ 災害時の医療・保健衛生体制の構築

- 医療救護活動を迅速かつ効率的に行えるよう、緊急医療救護所、医療救護所を整備するとともに、緊急医療救護所、医療救護所でトリアージした負傷者を災害拠点連携病院等に搬送する手段を確保します。
- 在宅人工呼吸器使用者に対する災害時個別支援計画を整備するなど、関係機関等の連携による災害時の支援体制を整備します。
- 大規模災害時における、帰宅困難者に対する医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、公民連携した医療体制の整備について検討していきます。
- 災害発生による初期医療の混乱を最小限にとどめ、医療体制を確立するため、区内病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会などの関係機関と連携して、緊急医療救護所開設などの訓練を実施していきます。

【主な取り組み】

- 緊急医療救護所・医療救護所等の整備
- 災害医療訓練の実施

施策⑩ 福祉のまちづくりの推進

<施策の目標>

日常生活上のさまざまな障壁（バリア）を解消し、年齢、性別、障害の有無、国籍や人種等の違いにかかわらず、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいと思える環境づくりを推進していきます。

また、ICT（情報通信技術）を活用した情報機器の普及など情報提供の手法の幅が広がる中、年齢や障害の有無、国籍や人種等の違いにかかわらず、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化を図ります。

取り組み方針① まちのバリアフリー化の推進

- 鉄道駅や多くの人が利用する施設などでは、エレベーターやエスカレーター、スロープ、トイレ、視覚障害者用の誘導ブロックの設置、段差の解消などのバリアフリー化を促進します。また、授乳やおむつ替え等の子育て支援スペースや、補助犬等の利用にも配慮した整備を推進していきます。
- 鉄道駅周辺や医療機関、福祉施設などが立地する地区では、円滑な人の移動や施設利用等を促進するため、道路等のバリアフリー化を推進するとともに、道路管理者や警察署等と連携し、路上障害物の撤去に取り組みます
- 公園の新設や改修とあわせて、障害の有無を問わず誰もが遊べるインクルーシブ遊具の設置や歩くことを楽しめる園路の整備等を推進していきます。
- 外出支援の強化に向け、地域の利便性を高めるための移動手段について検討していきます。
- ユニバーサルデザインに配慮した施設等の整備が進められるよう、移動等に困難を有する人の視点や意見を反映させ、すべての人にとって支障のない仕組みや方策等について検討していきます。
- 健康寿命の延伸・孤独・孤立の防止など、様々な地域課題の解決に向け、誰にとっても居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を目指す「ウォークアブルなまちづくり」を推進していきます。

【主な取り組み】

- 鉄道駅、公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の推進
- 移動等に困難を有する人の意見を反映させる仕組みの構築・意見反映

取り組み方針② 情報アクセシビリティの強化

- 移動等に困難を有する人の外出を促進するため、最新の情報技術を活用した移動支援を推進するとともに、施設等のバリアフリー情報を必要とする人にとってわかりやすく、かつ、最新の状態で提供できるバリアフリーマップの作成・提供方法について、民間企業との連携を含め、検討します。
- 区が発信する情報について、受け手の状況にかかわらず必要とする人に適切な情報が伝わるよう、情報発信の手段や方法等について検討していきます。
- 高齢者のデジタルデバйд解消に向けて、区民ひろばに整備したフリーWi-Fiを活用し、タブレット等が利用できる環境を提供するとともに、スマホ・タブレットの貸出、使い方教室、個別相談等に取り組んでいきます。
- あらゆる世代に必要な情報が届くよう、広報誌等の紙媒体に加えて、SNS やアプリ等の電子媒体も活用した、様々な媒体での情報発信を進めていきます。
- 窓口に来なくても、いつでも簡単に手続きができるように、各種サービスのオンライン化を推進していきます。

【主な取り組み】

- デジタルデバйд解消に向けた取り組み
- 各種サービスのオンライン化